

# 高岡地区広域圏事務組合障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

高岡地区広域圏事務組合理事長

## 1. 計画策定の趣旨

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき、高岡地区広域圏事務組合の機関が実施する障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みについて必要な事項を定めるものです。

## 2. 機関名

高岡地区広域圏事務組合事務局

## 3. 任命権者

高岡地区広域圏事務組合理事長

## 4. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

なお、計画期間内においても、毎年度取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 5. 計画の周知・公表

策定又は改定を行った計画は、庁内掲示板への掲載等により全職員に周知するとともに、組合のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

## 6. 高岡地区広域圏事務組合における障がい者雇用に関する課題

当組合事務局は職員総数が30名未満の小規模な機関であり、職員のほとんどが構成市から派遣されていることから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていません。また、これまで障がい者である職員が派遣されたことがなく、派遣期間中に障がい者となった職員もいなかったことから、組織的な体制整備は特段行ってきていません。

今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは考えにくいですが、派遣職員の異動等により、障がい者である職員（会計年度任用職員を含む。以下同じ。）を受け入れる可能性はあることから、障がい者雇用に関する各種取組みを実施します。

## 7. 目標

### (1) 採用に関する目標

障がい者雇用の推進に関する理解を促進します。

### (2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないよう取り組みます。

## 8. 取組内容

### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任します。
- 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内掲示板への掲載等により周知します。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

### (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がいにより従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

### (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 基礎的環境整備として、エレベーター、多目的トイレは設置済みであり、施設への出入りや施設内の移動の際にスロープの設置が必要な段差はありませんが、障がい者である職員からの要望があった場合は、可能な環境整備を検討します。
- 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
  - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
  - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。

### (4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。